

一般社団法人 香川県建築士会細則

(事務所の所在地)

第1条 本会の事務所は、高松市天神前6番34号村瀬ビルに置く。

(会費及び入会金)

第2条 会員の会費は、次のとおりとし毎年8月末までに納入するものとする。

(1) 正会員 年額 18,000円

(2) 準会員 年額 15,000円

〃 (学生) 年額 8,000円

(3) 賛助会員 1口年額 10,000円とし、口数は2口以上とする。

2 正会員及び準会員は、入会金として5,000円を納入するものとする。

3 新会員の会費は、入会后2年間、3,000円を免除し15,000円とし、入会時の翌月より月割り額で納入するものとする。

4 他の建築士会の会員であった者が転勤その他の理由により引き続き本会に入会しようとするときは、入会申込書に建築士会会員を証する書類を添付して提出するときは、入会金を免除する。

5 正会員・準会員で80歳以上の会員については、年会費を半額とする。

(支部所属)

第3条 支部地域内に住所を有する者は、その支部に所属する。ただし、住所と勤務地を異にする者は、本人の希望により勤務地の支部に所属することができる。

(運営役員会)

第4条 定款第32条の規定による理事会に、任意の機関として運営役員会を置く。

2 運営役員会は、会長、副会長、専務理事、常設委員長、及び各支部長をもって組織する。

3 運営役員会は、会務運営の基本的な方向及び計画を策定し、理事会に提出する。

4 運営役員会は会長が招集し、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 本会の企画及び運営に関する事項

(2) 理事会への提出議案の作成に関する事項

(3) その他本会の会務に関する事項

(委員会)

第5条 委員会の委員は、正会員を充てる。ただし、特に必要があると認めるときは、正会員外の者を委員に委嘱することができる。

2 委員長は、会長の指名により本会の理事を充てる。

3 委員長は、委員会を総括し運営する。

4 委員長は、その年度内の事業概要及びその成果を文書をもって毎年3月末までに会長に報告するとともに、総会においてその概要を報告するものとする。

5 委員長は、その所管する事項について外部に意見を発表しようとするときは、その内容について理事会の承認を得なければならない。

(常設委員会)

第6条 本会の事業を分担し、その実施と推進をはかるため、本会に常設委員会を置く。

なお、特に必要があると認めるときは、理事会の議を経て特別委員会を設けることができる。又、常設委員会の活動上の肢として研究会を設けて実務を運用する。

2 常設委員会の種別並びに業務分担事項は、次に掲げるところによる。

常設委員会の業務分担表

◎ 総務委員会
1 建築行政への協力並びに各種団体との連絡・渉外に関する事項
2 財務及び収支予算・決算並びに会費徴収等に関する事項
3 表彰並びに設計競技・会員作品展等に関する事項
4 会員増強運動の施策の研究及び実施に関する事項
5 建築士会全国大会に関する事項
6 他の委員会の所管に属さない事項
◎ 調査研究委員会
1 建築士の業務の進歩改善のための調査研究に関する事項
2 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習等の実施に関する事項
3 すべての建築士に対する技術研修及び講習等の実施に関する事項
4 建築及び都市計画その他関連法規の研究並びに周知・指導及び相談等に関する事項
5 建築士の設計・監理並びに施工技術の向上・改善等の研究に関する事項
◎ 広報編集委員会
1 建築士会並びに建築士制度の普及・広報に関する事項
2 会報・会誌の編集・発刊並びに会員への情報提供等に関する事項
3 会員名簿の編集・発刊に関する事項
4 ホームページの管理運用に関する事項
◎ 業務委員会
1 講演、講習、建材説明会並びに座談会・見学会等の開催に関する事項
2 応急危険度判定士の委託業務等に関する事項
3 建築士試験の委託業務等に関する事項
4 その他本会事業活動の実施及び推進に関する事項
◎ 青年委員会
1 青年部会活動の実施及び推進のための調査・研究に関する事項
2 建築士試験合格者のセミナー等に関する事項
3 全国研究集会並びに中四国ブロック青年部会交流等に関する事項
4 各支部青年部会との連絡調整並びに指導・援助等に関する事項

◎ 女性委員会

- 1 女性建築士の共通諸問題に関する調査・研究
- 2 女性建築士としての社会に貢献すること
- 3 全国研究集会並びに中四国ブロック女性部会交流等に関する事項
- 4 会員相互の親睦交流に関する事項
- 5 住宅等各種相談会に関する事項

◎ まちづくり委員会

- 1 まちづくりに関する調査・研究
- 2 建築士の職能を生かし地域が直面しているまちづくりに貢献すること
- 3 全国研究集会並びに中四国ブロックまちづくり委員会交流等に関する事項
- 4 被災時における歴史的建造物への対応に関する事項
- 5 まちづくりに関する資料収集・整理に関する事項
- 6 まちづくりに関する活動の情報発信
- 7 重要文化財その他建築に関する調査研究並びに資料蒐集に関する事項

(予 算)

第7条 収入及び支出についての予算は、これを大、中、小の科目に区分する。

- 2 収支予算案の編成は、理事会の議を経て通常総会に提案する。

(出納事務)

第8条 本会の出納事務は、専務理事がこれを執行する。

ただし、予備費の支出については、理事会の承認を得るものとする。

- 2 専務理事は、毎月収支計算書を作成し、これを直近の理事会に報告するものとする。

(理事会の議事録)

第9条 理事会の議事は、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席者2名（監事1名を含む）が署名押印し、これを保存する。

附 則

(会費増額の変更)

この細則は、平成8年4月1日から実施する。

(入会金増額の変更)

この細則は、平成14年5月15日から実施する。

(中途入会した場合の会費納入の変更)

この細則は、平成19年4月1日から実施する。

この細則は、一般社団法人の登記の日（平成24年4月1日）から実施する。

(第2条5項の追加)

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

(第2条の変更)

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

(第6条の変更)

この細則は、令和6年6月26日から実施する。

一般社団法人 香川県建築士会表彰規程

第1条 本会の目的達成のため、著しい功績のあった会員に対しては、本規程により表彰する。

第2条 表彰は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 本会役員として20年以上実績があった者で退任するとき
- (2) 特に本会の発展に功績のあったもの
- (3) その他に表彰に値するもの
- (4) 第2号、第3号については、理事会で認めたものとする。

第3条 表彰の方法は、表彰状に記念品を添えて贈呈するものとする。

被表彰者が故人の場合は、表彰状及び記念品は、その者の最も近い遺族に贈呈する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日（平成24年4月1日）から実施する。

＜功労者表彰についての取扱要領＞

表彰規程第2条第2号の特に本会の発展に功績のあったものに対する取り扱いについては、次により運用する。

- 1「名誉会員」-----の表彰は、前回周年表彰以降に名誉会員となった人を対象とし、表彰する。
- 2「長期役員」-----継続或は通算12年以上役員をつとめた人を対象とし、表彰する。
- 3「長期会員で且つ高齢者」-----の表彰は80歳以上の人を対象とする。又、長期とは20年を目安とし、表彰する。
- 4「支部功労者」-----各支部から推薦のあった人で、その数は会員数の0.5%程度とし、表彰する。
- 5「長期の賛助会員」-----会員としての期間は25年以上とし、表彰する。ただし、協会等の団体は対象としない。

附 則

- ※1) この取扱は、既表彰との重複した表彰は行わない。
- 2) この取扱は、平成8年5月1日から実施する。
 - 3) この取扱は、平成14年9月3日から実施する。
 - 4) この取扱は、平成24年6月26日から実施する。

一般社団法人 香川県建築士会慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、会員相互の親睦並びに共済の趣旨から、会員の慶弔について給付事項を定めることを目的とする。

(給付の範囲)

第2条 この規程による給付は、会員（賛助会員を除く）並びに事務局職員及びその配偶者等に適用する。

(給付の額)

第3条 給付の内容は、次の各号に定める。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 本人死亡の場合 | 10,000 円と弔電、生花 |
| (2) 配偶者死亡の場合 | 10,000 円と弔電 |
| (3) 本人結婚の場合 | 10,000 円と祝電 |
| (4) 役員の両親、配偶者及び子女死亡の場合 | 10,000 円と弔電、生花 |

(給付の決定)

第4条 会員に給付の事由が発生した場合、その支部長又はその所属部会員が確知した場合は、その支部長を通じて事務局へ報告するものとする。

2 給付は、前項の報告により決定し、事務局より支部長を通じて前条の規定による給付を行う。

3 事務局は、前項の給付事項を理事会に報告するものとする。

(給付の制限及び期間)

第5条 給付は、その会員の前年度まで会費完納の場合に限るものとする。

2 給付の期間は、その事由発生の日から6箇月以内とする。

(給付の財源)

第6条 給付に必要な財源は、この会の歳出予算書に計上したもののうちから支出する。

附 則

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年度4月1日から施行する。

会員の奨学制度

この制度は、会員の業務の進歩、技術の向上に資することを目的とし県外における研究発表等の参加を奨励するもので、次の制度による。

- 1 県外における建築に関する研究発表等に参加を希望する会員（年度会費完納者）に対し、開催地までの往復旅費を支給する。（ただし、最高5万円を限度とする。）
- 2 年間参加者は、2名とする。
- 3 支給の決定は理事会の承認を要す。
- 4 参加終了後は、その内容を会報等を利用して、全会員に周知するものとする。